

薬生食輸発0605第1号
令和5年6月5日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和5年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(米国産ひよこ豆のピペロニルブトキシド及び中国産えだまめのジフェノコナゾール)

標記については、令和5年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和5年5月31日付け薬生食輸発0531第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、米国産ひよこ豆のモニタリング検査において、食品衛生法第13条に基づき定められた残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、米国産ひよこ豆のピペロニルブトキシドに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げるとともに、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加する。

また、これまでの検査実績を踏まえ、中国産えだまめのジフェノコナゾールについてモニタリング通知の別表第2から削除する。

なお、米国産ひよこ豆のピペロニルブトキシドについては、登録検査機関による自主検査受託体制が整うまでの間は、貨物保留の上、行政検査で対応するようお願いする。

記

| 検査強化日 | 対象国・地域 | 対象品目 | 検査項目 | 製造者、製造所、輸出者及び包装者 |
|--------------|--------|----------------------------|------------------|--|
| 令和5年 6月5日 | 米国 | ひよこ豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。) | 残留農薬(ピペロニルブトキシド) | AGT POORTMAN(英国) |
| | | | | PACIFIC NORTHWEST FARMERS COOPERATIVE, INC |